札幌地区空手道連盟 新規団体登録に関する細則

第 1 条（目的）

本細則は、札幌地区空手道連盟（以下「本連盟」という。）に新たに団体登録を希望する団体について、登録要件、申請手続きおよび審査基準を定め、適正かつ円滑な団体運営を図ることを目的とする。

第 2 条（登録対象）

新規団体登録を申請できる団体は、本連盟の目的および事業に賛同し、空手道の普及・発展ならびに青少年の健全育成に寄与する意思を有する団体とする。

第 3 条（登録要件）

新規団体登録を希望する団体は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 団体の代表者または主たる指導者が、全日本空手道連盟公認三段以上を取得していること。

(2) 団体の代表者または主たる指導者が、都道府県組手審判員資格を取得していること。

(3) 団体の代表者または主たる指導者は、JSPO 公認コーチ 1 または JSPO 公認スタートコーチ（ジュニア・ユース）の取得に努めること。ただし、未取得の場合は、連盟が指定または認める倫理講習会等を受講すること。

(4) 指導者としての倫理観を有し、暴力・暴言・ハラスメント等を行わず、選手および保護者に対して適切な指導を行える者であること。

(5) 本連盟および上部団体の規約、規程、大会運営方針、審判・安全管理に関する指示を遵守できること。

第 4 条（申請書類）

申請団体は、原則として次の書類を本連盟へ提出するものとする。

(1) 新規団体登録申請書

(2) 代表者および主たる指導者の氏名、連絡先、指導経歴

(3) 第 3 条に定める資格を確認できる書類の写し

(4) 活動場所、活動日、所属会員数等が分かる資料

第 5 条（審査および承認）

新規団体登録の可否は、提出書類の確認および必要に応じたヒアリングを行ったうえで、理事会において審議し、承認をもって決定する。なお、審査の過程で追加資料の提出を求めることができる。

第 6 条（登録後の義務）

登録団体は、本連盟の事業、大会、講習会等に協力するとともに、会員の安全確保、適切な指導、資格更新および各種手続きの期限遵守に努めなければならない。登録内容に変更が生じた場合は、速やかに本連盟へ届け出るものとする。

第 7 条（登録の取消し）

登録団体またはその指導者が本細則に反する行為を行った場合、または本連盟の信用を著しく損なう行為があった場合、理事会の審議により登録を取り消すことができる。

附則

1. 本細則は、令和 8 年 9 月 6 日より施行する。
2. 本細則に定めのない事項については、本連盟理事会において協議し決定する。
3. 本細則の施行時点ですでに本連盟に登録している団体が、第 3 条第 1 号および第 2 号の要件を満たさない場合は、施行日から 5 年間を猶予期間とし、当該期間内に要件を満たすよう努めるものとする。

以上